

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月12日
【報告者の氏名又は名称】	清和産興株式会社
【報告者の住所又は所在地】	鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03 - 5218 - 0080
【事務連絡者氏名】	株式会社M I Dストラクチャーズ 鈴木 健太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	清和産興株式会社 (鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、清和産興株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社タイヨーを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。
- (注8) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

株式会社タイヨー

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

### (3)【公開買付期間】

平成25年8月1日(木曜日)から平成25年9月11日(水曜日)まで(30営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(9,454,203株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(13,933,840株)が買付予定数の下限(9,454,203株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成25年9月12日に報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	13,933,840(株)	13,933,840(株)
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券( )	-	-
株券等預託証券( )	-	-
合計	13,933,840	13,933,840
(潜在株券等の数の合計)	-	(-)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	19,322
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年5月31日現在)(個)(g)	19,344
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	98.77

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、特別関係者の全員が法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者に該当し、かつ各特別関係者の所有株券等に係る議決権の数の合計が総株主等の議決権の100分の1に満たないため、かかる特別関係者の所有株券等に係る議決権の数を含めておりません。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年5月31日現在)(個)(g)」は、対象者が平成25年7月12日に提出した第51期第1四半期報告書に記載された平成25年5月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成25年5月31日現在の発行済株式総数(27,818,895株)から、対象者が平成25年7月12日に提出した平成26年2月期第1四半期決算短信に記載された平成25年5月31日現在の対象者が所有する自己株式数(8,256,384株)を除いた数(19,562,511株)に係る議決権の数(19,562個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。